

「生活困窮者自立支援制度」がサポートします

生活に困っている人は…

早めにご相談ください！



「第2のセーフティネット」の役割

日本には誰もが安心して働いて自立した生活が送れるように「社会保険制度」や「労働保険制度」が「第1のセーフティネット」として整備されています。また、万一のときにも最低限度の暮らしが維持できるように「生活保護制度」が「最後のセーフティネット」として整備されています。そして「生活困窮者自立支援制度」は、第1のセーフティネットでは十分対応できないものの、まだ生活保護には至っていない人を早期に支援し、経済的自立だけでなく、日常生活や社会生活の自立なども促す「第2のセーフティネット」としての役割を担う制度です。

自立への一歩を踏み出すための 相談を受け付けています

自立相談支援センターや福祉事務所では、生活に困っている人が生活保護に至らないよう、また、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼らなくすむように、自立を支援する相談を受け付けています。専門性を有する支援員たち（主任相談支援員、相談支援員、就労支援員）が相談に応じ、計画的に支援を行います。



相談できる人

生活保護を受けていない人で、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性などの事情により、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人は、どなたでも相談できます。失業や病気などで経済的に困っている人、引きこもりなどで地域から孤立している人、働いた経験がなく不安な人など、生活に問題を抱えている人はご相談ください。

相談の流れ

まず、困っていることを話してください

- 就労や家庭、心身の問題などあなたの抱えている悩みを広く支援員がうかがいます。
- 相談の内容によって、適切な対応ができる専門の関係機関につなげます。
- 窓口に来られない場合は、支援員が訪問することもできます。



必要な支援を行うための計画を立てます

- 相談者本人だけでなく、家庭など周囲の状況なども含めた課題を評価・分析して、必要な支援をさぐります。
- 相談者の意思や希望を尊重しながら、必要な支援が計画的に行われるよう、自立に向けたプラン（自立支援計画）を作成します。



自立に向けた目標に一緒に取り組みます

- 決定したプランにもとづき、支援サービスを提供します。
- さまざまな関係機関が連携して支援を行います。
- 支援サービス開始後も、支援員が定期的に状況を確認し、必要に応じてプランの調整や見直しを行います。



自立相談支援とその他の支援が連携してサポートします

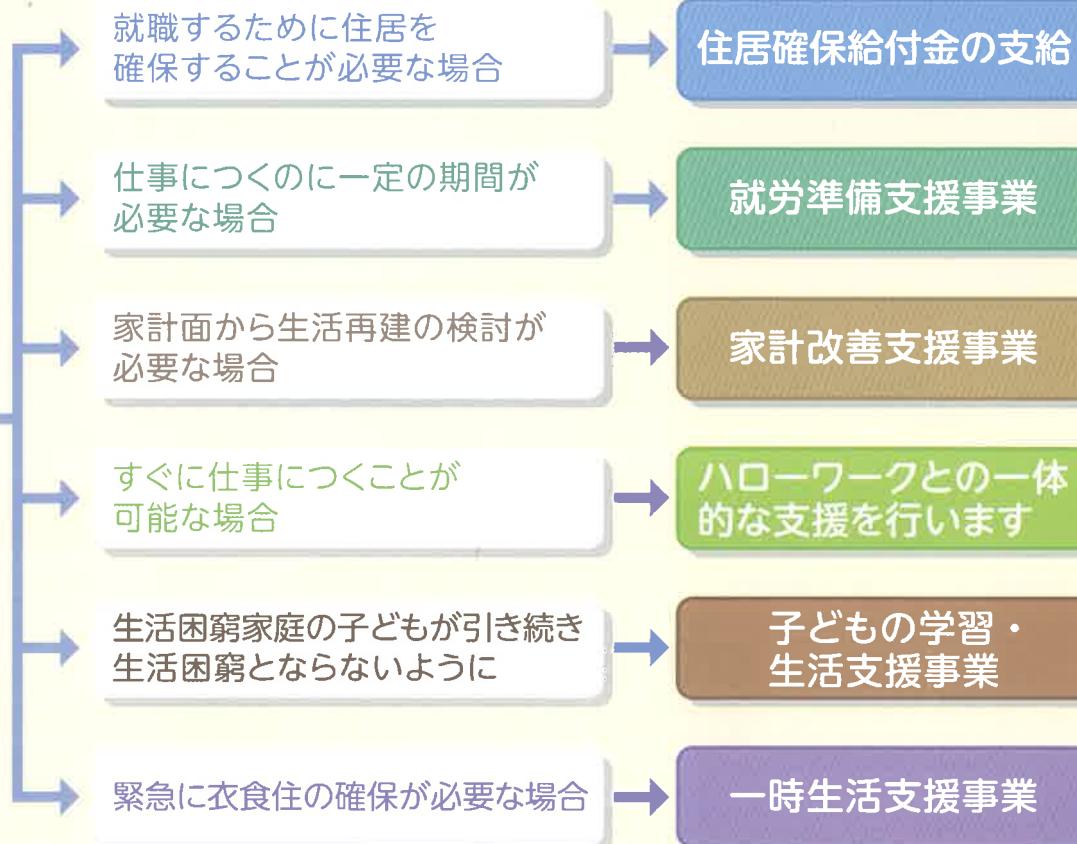
まずは、「自立相談支援事業」でその人の状況に応じて必要な支援を把握し、その上で、その他の「就労準備支援事業」や「家計改善支援事業」を連携させて一体的に実施するなど、効果的・効率的なサポートを行います。

自立相談支援事業

- 相談窓口だけでなく関係機関が連携して、生活に困っている人を早期に把握、支援できるようにします。
- ワンストップ型の相談窓口として、生活に困っている人への情報と支援のサービス拠点となります。
- さまざまな問題を複合的に抱えている人に、必要な支援を包括的・継続的に提供できるように対応します。



↓
本人の状況に応じた支援を行います



さまざまな支援事業

「自立相談支援事業」とともに、「住居確保給付金の支給」は、福祉事務所を設置する市区町村すべてで実施されています。そのほかの支援事業は任意で実施されています。

住居を確保して就労を支援します

住居確保給付金の支給

離職などによって住居を失った人、または失うおそれの高い人に、一定期間、住居の家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を確保した上で就職活動の支援を行います。

家計の立て直しを支援します

家計改善支援事業

失業や借金などの問題のある人に、相談者が自ら家計を管理できるよう、状況に応じた支援計画の作成や関係機関へのつなぎ、必要に応じた貸し付けのあっせんなどを行います。

子どもの未来を支援します

子どもの学習・生活支援事業

子どもと保護者の双方に、進学や高校中退防止といった学習支援だけでなく、日々の居場所づくりや生活習慣の改善、就労を含めた進路相談など必要な支援を行います。

社会参加や就職を支援します

就労準備支援事業

「社会参加に不安がある」「コミュニケーションがうまくとれない」など、すぐに就労することが困難な人に、基礎能力を養いながら就労に向けた支援を行います。

柔軟な働き方を支援します

就労訓練事業

一般の企業などの就労（一般就労）が困難な人に、短時間の軽作業（清掃、リサイクル、農作業など）の機会を提供して、一般就労に向けた中間的就労を行います。

子どもの未来を支援します

一時的に衣食住を支援します

一時生活支援事業

ネットカフェなど不安定な住居形態にあり困っている人に、一定期間、宿泊場所や衣類、食事などを提供し、あわせて退所後の見守りや生活支援、就労支援などを行います。

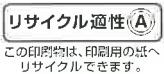
不安や心配がある人は、ひとりで悩まず、問題が深刻化する前に早めに、
お近くの自立相談支援センターや福祉事務所にご相談ください！

宜野湾市役所 福祉総務課 生活支援係
市役所別館2階

☎098-893-4411(代表)
☎098-893-4480(直通)



ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

禁無断転載(C)東京法規出版
SH010100-1725616-W24